

令和8年生駒市農業委員会6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年6月11日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	松井 伸幸		
		係長	塚崎 智茂	書記	田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図

- 農地集積集約にかかる資料
- 令和8年度委員会予定表
- 事務局へのお知らせ(引継ぎ)

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と8番 有山委員、9番 岡田委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1、2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、光明中学校の北約80mのところに位置する農地

申請理由について

譲受人は今回購入される農地の周辺に農地を所有し、営農されているが、今般農業経営拡大のため、購入されることとなった。

農機具は田植え機、トラクター等必要なものは既に所有されており、当該農地では水稻栽培をされる予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査に行った際には水を入れて、後はすぐだけの状態だった。手前の道側にあるNo.1は賃貸になっておりNo.2の譲渡人が2筆で1枚の田として耕作していた。その周りの農地で譲受人が田をされているので、問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅の北西約200m、国道163号線沿いに位置する農地

申請理由について

先月の委員会でご意見伺った農地で、既に駐車場として着工していたため事務局の方で指導をしたところ、車止め、区分けのロープを撤去されたので、今般申請を受け付けた次第である。当該地は駅から近く、親族や知人から駐車場として借りたいと要望があるとのことである。

申請にあたって、雨水は主に自然浸透だが国道側には道路側溝、反対側には河川があり、のみきれない分はそちらにも流れることになっている。また、北倭土地改良区の意見書、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。なお、許可を得ずに着工したことから、始末書も提出されている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 本申請地は再三定例会で問題になっていた農地で、土地改良区の意見書、水利組合の同意書を確認している。今後の転用工事としては先ほど事務局からの説明通りラロープとブロックを撤去したと聞いているが、今後トラロープ及び車止めのブロックの設置、また雨水に関しては自然浸透で、普通自動車は24台止められる計画で、始末書も提出されたと聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお、転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1～3の申請地について

別紙位置図の地図番号(3)で、くろんど池の北東に位置する農地
申請理由について

譲受人はくろんど池の周辺で観光業を営んでおり、来園者の駐車場として利用するために今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、のみきれない分は道路側溝や敷地内側溝を通じて池に放流される。また、北倭土地改良区の意見書、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.4～5の申請地について

別紙位置図の地図番号(4)で、高山溜池の東に位置する農地
申請理由について

譲受人は申請地北側の古民家を購入され、その庭先として利用するため申請された。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で処理される。また、北倭土地改良区の意見書、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。

No.6～18の申請地について

別紙位置図の地図番号(5)で、高山竹林園の北東約180mのところに位置する農地
申請理由について

譲受人は申請地東側の古民家を購入され、カフェを営んでいるが、その駐車場及びドッグラン施設として利用するため申請された。

申請にあたって雨水は自然浸透で処理される。また、北倭土地改良区の意見書、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する

区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。
現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。
なお、全ての案件の転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号(No.1～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲渡人は高齢で農地を管理するのが難しく土地を売却された。譲受人はくろんど池周辺に観光施設をお持ちの会社で、お客さん用の駐車場にすると聞いている。周りに農地もなく、本申請地だけが残っている状態である。

○議長 議案第3号(No.4～18)について地元農業委員へ補足説明を依頼

○委員 No.4、5は譲受人が隣地を買われて、その庭先用地とされる。No.6～18は、庄田の南垣内にあったところで、余計なものは全て撤去していたので問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお全ての案件の転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1については相続により賃借権を、No.2～6は相続により所有権を取得された農地につ

いて届出されたものである。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

この農地は、議案第1号で審議された農地である。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1、2、4については昭和46年に、No.3については昭和47年に、No.5、6については昭和56年に届出がなされていた土地で、No.7、8については数十年前から耕作されておらず山林化した土地である。No.9は令和6年と令和8年に許可を受けた土地で、No.10は数十年前から宅地への進入路として利用されてきた土地である。No.11～14は昭和45年に許可を受けたが現在は山林化した土地で、No.15、16は数十年前から宅地の一部として利用されてきた土地で、No.17、18は数十年前から耕作されておらず山林化した土地で、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第4号「農地転用許可の報告について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○書記 生産緑地の取得の斡旋の説明

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 北田原地区で3月に交野市の農業法人さんが農地を借りてショウガを植えるという話で申請があった農地の話だが、地元の方から借りられた農地にT字型のものが建っており、その上に何かが乗っていると連絡があり事務局に報告をした。事務局も確認に行き、地元の方は太陽光パネルだと聞いていたみたいだが、農地に米を作り、T字型の上に日よけをして太陽がどれくらい当たったら米ができるのかの実験するために建てたという報告を事務局からされた。特に問題はなかったが、急にこのようなものが建つと地元の方も不審に思われる。今月もパトロールに行くが、確認はしたいと思う。

○議長 作物がショウガから水稻に変わる事に問題はないのか。

- 書記 農作物を作るという事なので、特に問題はない。私の方も代理人にすぐに連絡をとった。先ほどの委員さんの説明の通り、光を遮るネットで27%くらい光を遮光した状態でどれだけの作物ができるのかを実験するという話だった。
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 係長 臨時会について、利用状況調査について説明
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 事務局へのお知らせ(引継ぎ)の説明
改選時期にあたるので、委員にはそれぞれ引き継ぎをしていただきたいのだが、我々委員全体から事務局に対しての引継ぎをするのも一つの方法かと思い、作成した。
1. 西畑地区の新規就農者の違反行為(乗馬施設)等について
 2. 中古農機具の農家への斡旋取組について
 3. 令和7年度策定の地域計画のブラッシュアップについて
 4. 令和7年7月7日付けの意見書について
 5. 生駒市の市街化調整区域の農地について
 6. 生駒市の研修内容について
 7. 旧生駒郡農業委員会連絡協議会について
- これ以外にも何か事務局に対して思っていることがあればこれに追加して、来月の定例会で事務局に渡そうと思うので、何かある方は今月中に事務局へ渡しておいて欲しい。
- 委員 西畑地区の乗馬施設だが、西畑地区の農家区長さんが4月に交代されて今月4日に顔を合わす機会があった。このあたりの事を知っているか確認したところ、全然伝わっていなかった。農業委員としては何も言わなかったのだが、市の方に現在どのような状況になっているのか確認してくださいという事は、新しい区長さんにお伝えした。農業委員会の方では色々議論をしているが、地元の農家区にどう伝わっているのか疑問に思った。行政上問題のあるようなことは、情報として伝えておいた方がいいのではないかな。
- 議長 農地絡みの話なので「農業委員会としてはするべき事はして県の農業委員会あるいはその関係の所にこのような通知をして県からはこのような動きをしている現状」と言うような記録を纏めておいて欲しい。地元の方へ全て知らせるのかはまた考えていくが、ざくっとした形でいいので農業委員会は知っておいて、市の農業委員会ではこのように色んなアクションを起こした中で市から県の方に動いている事を伝えることも大事な事務手続きではないかと思う。
- 委員 農業委員会は困っているという事を地区の方が分からなかったら、例えば乗馬施設を拡張するような話があれば地区としては了承してしまう可能性もある。行政上トラブルがある状況さえ地区は知らないというのは少し問題かと思う。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 係長 次回の日程について
- 定例会 令和8年7月10日(金)午後2時 市役所 401・402会議室
- 現地調査 令和8年7月3日(金)
- 7月2日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言
午後3時11分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 8番

農業委員 9番
